

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社 事業規則

平成 24 年 3 月 28 日

規 則 第 2 号

改正 平成 25 年 2 月 25 日 規 則 第 1 号

財団法人中央区勤労者サービス公社事業規程（平成 7 年 4 月 3 日規程第 1 号）の全部を改正する。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人中央区勤労者サービス公社（以下「公社」という。）の実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が 300 人以下の事業所をいう。
- (2) 勤労者等 中央区（以下「区」という。）内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区内に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主並びに区民をいう。
- (3) 会員 公社定款第 50 条に規定する事業掛金負担者
- (4) 登録会員 公社定款第 50 条に規定する掛金を負担せず、施設等の割引利用ができる者をいう。

第 2 章 会 員

（会員の入会資格）

第 3 条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) 区内に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

- (1) 臨時又は季節的業務に期間を定めて雇用されている者
- (2) 加入時に 14 日以上 of 休業、安静加療をしている者、又は 14 日以上 of 休業、安静加療を要すると診断されている者
- (3) 第 14 条により除名された者（除名された後 1 年を経過した者で、同条各号に定める行為をするおそれがないと認められた者を除く。）
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が不相当と認めた者

（入会の手続き）

第 4 条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、入会資格を審査のうえ、入会の承認をする。

3 入会の承認を受けた者は、入会金及び会費（第8条に規定する前払いを含む。）を現金で納入しなければならない。

4 第3条第1項第1号に規定する勤労者及び事業主については、事業所を単位（以下「単位事業所」という。）に入会し、同条同項第2号による場合は、個人を単位として入会する。

5 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

（資格の発生）

第5条 会員の資格は、前条の入会手続きを完了した日から発生する。

（入会金）

第6条 入会金の額は、会員1人につき200円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

（会費）

第7条 会費は1人月額500円とする。

2 会費の納入は、会員の資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとする。

（会費の納入方法）

第8条 会員は、会費を3箇月に1回前払いするものとし、4月、7月、10月及び1月のそれぞれ26日に、会員が指定する金融機関から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

2 前項に定める方法による会費の納入が困難な場合は、現金又は振込みで納入できるものとする。

3 単位事業所で入会した会員の会費は、その事業所の事業主が全会員の会費を一括して納入することを原則とする。

（会費の返還）

第9条 既納の会費は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 会員が会費を納入した後に退会した場合は、退会日の属する月の翌月以降の会費を返還する。

(2) 会員が死亡した場合は、死亡した月の翌月から返還する。ただし、遡及返還は退会届提出日から起算して最高6箇月までとする。

（会費の催促）

第10条 理事長は、会費を6箇月以上滞納した者に対して会費の納入を催促しなければならない。

（退会届）

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。

(1) 第3条に掲げる会員資格を失ったとき。

(2) 前号以外の理由により、退会しようとするとき。

（資格の喪失）

第12条 前条の規定に基づく退会届により、会員資格を喪失する日は退会届出が受理された日とする。ただし、死亡による資格喪失日は、死亡した日とする。

2 会員が会員資格を喪失した日をもって退会日とする。

(変更届)

第13条 会員又は単位事業所は、公社に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(除名)

第14条 理事長は会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員を除名することができる。

- (1) 第10条により催促した日から3箇月以上会費を滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) 公社の事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 偽り、その他不正の行為により、公社の事業により利益を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (4) 公社の定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。

2 理事長は、前項第2号から第4号の規定により会員を除名する場合、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員の所在が不明であるなど、やむを得ない理由により連絡できない場合は、この限りではない

3 理事長は、会員を除名したときは、当該会員に理由を付した文書で通知しなければならない。ただし、当該会員の所在が不明であるなど、やむを得ない理由により連絡できない場合は、この限りではない。

4 除名された会員は速やかに会員証を返却しなければならない。

(受益の制限)

第15条 理事長は会員が会費の納入を怠ったときは、受益の一部又は全部を制限することができる。

(登録会員)

第16条 登録会員の資格、登録手続き等は、理事長が別に定める。

第3章 生活の安定事業

(生活安定事業)

第17条 公社定款第4条第1項第1号に規定する中小企業勤労者等の生活の安定を図るため、次の事業を行う。

- (1) 臨時に必要とする医療及び冠婚葬祭費等を金融機関を通じて行う融資あっせん事業
- (2) 果物など特産品の産地直送の割引あっせん
- (3) 百貨店や区内優良店舗から割引料金で物品購入等ができる指定店事業
- (4) 料金前払式カードの割引販売
- (5) 各種共済及び融資制度の仲介・紹介、セミナーや相談会の実施

第4章 健康維持増進事業

(健康維持増進事業)

第18条 公社定款第4条第1項第2号に規定する中小企業勤労者等の健康維持増進を図るため、次の事業を行う。

- (1) 人間ドック及びカウンセリング等の利用あっせんを行う健康管理事業
- (2) 温浴施設及びスポーツ施設等の利用あっせんを行う健康増進事業
- (3) 健康に関するセミナー等の実施
- (4) 健康冊子の配布等健康に関する普及啓発

第5章 自己啓発、余暇活動事業

第1節 自己啓発事業

(自己啓発事業)

第19条 公社定款第4条第1項第3号に規定する中小企業勤労者等の自己啓発を助長するため、次の事業を行う。

- (1) 趣味・教養等の講座の開催
- (2) カルチャースクール及び公開講座等利用の援助
- (3) 資格試験の受験料補助

第2節 余暇活動事業

(余暇活動事業)

第20条 公社定款第4条第1項第3号に規定する中小企業勤労者等の余暇活動を支援し、勤労者福祉の充実を図るため、次の事業を行う。

- (1) 宿泊施設（年間・夏季・冬季）を指定し、協定料金で利用に供する。
- (2) 宿泊施設を夏季に借り上げ、低廉な料金で利用に供する。
- (3) 東京近郊の遊園施設等を指定し、協定料金で利用に供する。
- (4) 遊園施設等入場券、観劇・映画等各種鑑賞券及び食事券を割引料金でのあっせん等を行う。
- (5) 日帰りバス旅行等のレクリエーション事業を企画実施する。
- (6) その他必要に応じて、勤労者福祉を充実するための事業を行う。

第6章 給付事業

(給付事業)

第21条 公社定款第4条第1項第4号に規定する事業掛金負担者の在職中の生活安定を図ることを目的に、次に掲げる給付事業を実施する。

1 結婚祝金

- (1) 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。
- (2) 結婚とは、民法（明治29年法律第89号）に定める婚姻をいう。
- (3) 再婚の場合は、同一人について1回を限度として支給する。

2 銀婚祝金

会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

3 金婚祝金

会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

4 出産祝金

- (1) 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。
- (2) 出産には、死産を含まないものとする。

- (3) 多児出産の場合は、1児につき1件として支給する。
- 5 入学祝金
会員の子が、小学校に入学したときは、入学祝金を支給する。
- 6 卒業祝金
会員の子が、中学校を卒業したときは、卒業祝金を支給する。
- 7 成人祝金
会員が満20歳になったときは、成人祝金を支給する。
- 8 死亡弔慰金
- (1) 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を支給する。
- (2) 会員の配偶者、父母（実父母をいう。ただし、養父母があるときは養父母をいう。）、子が死亡したときは、家族死亡弔慰金を支給する。ただし、これらの者が前項の会員死亡弔慰金の受給者となる場合を除く。
- (3) 会員の子の死亡には、死産を含む。
- (4) 会員死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位は次のとおりとする。
(第1順位) 配偶者
(第2順位) 子
(第3順位) 父母
(第4順位) 孫
(第5順位) 祖父母
(第6順位) 兄弟姉妹
- (5) 会員死亡弔慰金を受けるべき同順位の受取人が2人以上あるときは、そのうちの1人のした請求は全員のためにしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。
- 9 入院見舞金
- (1) 会員が同一傷病で連続して5日以上入院したときは、退院後日数に応じて入院見舞金を支給する。
- (2) 同一傷病による再入院については、前回の退院日から1年以上経過した場合に限り支給する。
- (3) 会員が入院中に死亡した場合は、入院見舞金又は死亡弔慰金のいずれか額の多い方を支給する。ただし、入院見舞金を支給する場合は前項第4号・第5号を準用する。
- 10 障害見舞金
- (1) 会員が、傷病により身体障害者福祉施行規則（昭和25年厚生省令第15条）に定める身体障害状態になったときは、その程度に応じて障害見舞金を支給する。
- (2) 身体障害状態の程度は、身体障害者手帳の等級をもって理事長が認定する。
- (3) 同一障害に係る障害見舞金の支給は、1回限りとする。
- 11 住宅災害見舞金
- (1) 会員の居住する家屋及び家財が、人災、自然災害を問わず被害を被ったときは、その程度に応じて住宅災害見舞金を支給する。
- (2) 前項における居住する家屋及び家財とは、その所有の有無にかかわらず会員が現に生

活の本拠地としている建物とそれに付随する家財をいい、専ら店舗、事務所、作業所として利用しているものは含まれない。

- (3) 被災家屋に、生計を一にする会員が2人以上居住しているときは、そのうちの1人にのみ支給する。

(給付金額)

第22条 前条第1項から第11項までの規定により支給する給付金の額は、別表第1に定めるところによる。

(受給資格)

第23条 給付金は、会員になった日から起算して1箇月を経た日以降に発生した事由に対して支給する。

(支給の制限等)

第24条 第21条第8項から第11項までの規定に基づく給付金は、その発生原因に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用になるとき、及びその発生原因が給付受給者又は会員の故意又は重大な過失による場合は、支給しない。

- 2 同一事故原因に基づいて、第21条第8項から第11項までの規定に基づく給付金の支給が著しく多額となったときは、理事長は、理事会の議決により、給付金額を変更することができる。
- 3 会費の未納がある場合は、理事長は、給付金の支給を停止することができる。

(給付の請求)

第25条 給付金の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、給付金請求書に別表第2に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- 2 給付金の請求は、会員が行う。ただし、会員本人の死亡弔慰金の請求は、第21条第8項第4号に規定する者が行うものとする。
- 3 給付金の請求は、給付事由が発生した日から6箇月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により遅延したものと理事長が認めたときは、この限りでない。

(給付の決定)

第26条 理事長は、給付金請求書を審査し給付を決定したときは、給付金を支払うものとする。

- 2 理事長は、給付金請求書を審査し給付しないと決定したときは、給付不承認書により、請求者に速やかに通知しなければならない。

(期間の計算)

第27条 給付における期間の計算は、すべて会員の資格が発生した日及び事由の発生した日から起算し、翌月の応答日をもって1箇月とみなし、翌年の応答日をもって1年とみなす。

(給付金の返還)

第28条 請求者が、偽りその他不正な行為により給付の支給を受けたときは、理事長は、給付金及び給付に要した費用を返還させるものとする。

(異議申立て)

第29条 請求者は、給付の決定に疑義があるときは不承認書を受領した日から60日以内に

理事長に対し異議の申し立てをすることができる。

- 2 異議の申し立てがあった事項については、速やかに理事会で審査のうえ可否を決定し、異議申立人に通知しなければならない。

第7章 その他事業

(協力事業)

第30条 東京都及び中央区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業を行う。

(その他の事業)

第31条 第3章から第6章に掲げる事業のほか、公社の目的を達成するために必要な事業を実施する。

第8章 補 則

(会員の優先)

第32条 事業実施にあたり、会員に対しあっせん又は利用補助、参加費等その他の経費の優待で優先的取り扱いをすることができる。

- 2 前項の対象事業並びに利用補助額及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。

(会費等の使途)

第33条 第6条に規定する入会金及び第7条に規定する会費は、第21条に規定する給付事業実施及び記念事業積立金に要する経費に充当し、残額をそれ以外の事業に充てる。

(委 任)

第34条 この規則の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規程の規定によりなされた申請その他手続き及び承認その他の決定は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 第2条第3号に定める会員の加入期間は、東京都中央区勤労者共済会及び財団法人中央区勤労者サービス公社に加入していた期間を含むものとする。

附 則 (平成25年2月25日規則第1号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 第1 (第22条関係)

給 付 の 種 類		給付金額(円)	該当条項	
結 婚 祝 金		20,000 円	第21条第1項	
銀 婚 祝 金		20,000 円	第21条第2項	
金 婚 祝 金		20,000 円	第21条第3項	
出 産 祝 金		20,000 円	第21条第4項	
入 学 祝 金 (小 学 校 入 学)		10,000 円	第21条第5項	
卒 業 祝 金 (中 学 校 卒 業)		10,000 円	第21条第6項	
成 人 祝 金		20,000 円	第21条第7項	
死 亡 弔 慰 金	会 員 (在 会 1 年 未 満)	20,000 円	第21条第8項	
	会 員 (在 会 1 年 以 上 5 年 未 満)	50,000 円		
	会 員 (在 会 5 年 以 上 10 年 未 満)	70,000 円		
	会 員 (在 会 10 年 以 上)	100,000 円		
	会 員 の 配 偶 者 (在 会 1 年 未 満)	20,000 円		
	会 員 の 配 偶 者 (在 会 1 年 以 上)	30,000 円		
	会 員 の 子	20,000 円		
	会 員 の 親	10,000 円		
入 院 見 舞 金	5 日 以 上 10 日 未 満	5,000 円	第21条第9項	
	10 日 以 上 20 日 未 満	10,000 円		
	20 日 以 上 30 日 未 満	20,000 円		
	30 日 以 上 60 日 未 満	30,000 円		
	60 日 以 上 90 日 未 満	40,000 円		
	90 日 以 上	50,000 円		
障 害 見 舞 金	1 級	100,000 円	第21条第10項	
	2 級	90,000 円		
	3 級	80,000 円		
	4 級	70,000 円		
	5 級	60,000 円		
	6 級	50,000 円		
住 宅 災 害 見 舞 金	全 損 (焼)	家屋及び家財におおむね 70% 以上の損害を受けたとき	100,000 円	第21条第11項
	半 損 (焼)	家屋及び家財におおむね 30% ~ 70% 程度の損害を受けたとき	50,000 円	
	一 部 損 (焼)	家屋及び家財におおむね 5% ~ 30% 程度の損害を受けたとき	30,000 円	
	床 上 浸 水	床上以上の浸水又は土砂の流入があったとき	30,000 円	

別表 第2 (第25条関係)

給付の区分	添付書類	
結婚祝金	次のうちいずれか一つ *戸籍謄本(夫婦が記載されているもの) *婚姻届受理証明書(婚姻が確認できるもの)	
銀婚祝金 金婚祝金	*戸籍謄本(夫婦が記載されているもの)	
出産祝金	次のうちいずれか一つ *母子健康手帳の出生届出済証明書 *出生届受理証明書 *戸籍謄本又は住民票	
入学祝金	次のうちいずれか一つ *就学若しくは入学通知書(写) *在学を証明できるもの(在学証明書等)	
卒業祝金	次のうちいずれか一つ *卒業証書(写) *卒業証明書	
成人祝金	生年月日が確認できるもの(運転免許証・住民票・健康保険証等)	
死亡弔慰金	会員	次の二事項を証明できるもの *死亡事項登載の戸籍謄本又は除籍謄本等 *会員と受取人との続柄を証明できるもの(戸籍謄本・除籍謄本等)
	配偶者 子 親	次の二事項を証明できるもの *死亡事項登載の戸籍謄本又は除籍謄本等 *会員との続柄を証明できるもの(戸籍謄本・除籍謄本等) *死産の場合は医師の証明書又は死産届の記載事項証明書
入院見舞金	*医療機関の発行した入院期間を証明できるもの(領収書等)	
障害見舞金	身体障害者手帳	
住宅災害見舞金	*官公署の発行する罹災証明書 *被災状況申告書 *損害の程度がわかる写真	